

2. 子ども家庭サービスの機能分権化及び民間化のあり方に関する研究

— 保育ネットワークの構築に関する研究 II 家庭的保育、訪問在宅保育のあり方 —

リサーチ・レジデント	益満孝一
駒沢女子短期大学	福川須美
東京経済大学	網野武博
進藤デザインオフィス	尾木まり
児童家庭福祉研究部	坂本健
淑徳大学	柏女 霊峰
湘北短期大学	林 茂男
女子美術短期大学	伊志嶺美津子
ファミリーサポート	中館 慈子
全国ベビーシッター協会	鈴村 忠則

要約:

多様な保育サービスを提供する新しい保育ネットワークを確立するため、従来型の保育とともに重視されつつある家庭的保育及び訪問在宅保育の今後の役割とあり方について検討を加えるため、これらの保育に関わっている保育者等を対象に「今後の保育システムのあり方に関するアンケート調査」を実施し、今後の動向及びその期待される役割と公私の連携のあり方について知見を得た。

見出し語：保育ネットワーク、家庭的保育、訪問在宅保育、公私の連携

The Establishment of New Day Care Networks: The Ideal Way of Family Day Care and Visiting Day Care

Kouichi MASUMITSU, Sumi FUKUKAWA, Takehiro AMINO, Mari OGI, Takeshi SAKAMOTO,
Reiho KASHIWAME, Shigeo HAYASHI, Mitsuko ISHIMINE, Yasuko NAKADATE, Tadanori SUZUMURA

In order to establish a new style of day care networking in which various methods of day care services are able to be provided, we researched into the future role family day care and visiting day care which are thought to be important as well as traditional modes of day care in facilities.

We carried out an opinion survey of the ideal way of day care system on family day care givers and visiting day care givers et al., and we got some findings and view concerning future development and roles of such modes of day care, and those ideal ways of networking of such private day care services with the public sector.

Key Words: Day care network, Family day care, Visiting day care, Private/public sectors

1 目的

保育ニーズの多様化、育児と仕事の両立等の近年の動向は、保育をめぐる今後の課題を次々に提起している。とりわけ、従来型保育からの脱皮と新しい保育ネットワークを確立することの必要性和課題は、近年特に重要性を増しつつある。このため、昨年度は保育ネットワークを確立することの必要性の背景及び今後の方向性を検討し、具体的なあり方を提言したが、本年度は、従来型保育とともに重視されつつある家庭的保育及び訪問在宅保育の今後の役割について検討を加えることとした。

II 視点：家庭的保育及び訪問在宅保育の意義を中心に

昨年度の論文の中で、「1.3非制度的サービスの普及」の項において、保育ママ及びベビーシッターによる保育の国際的動向、我が国における歴史と現状について論じた⁽¹⁾。その後、児童福祉法制定後、約半世紀を迎えるに当たって、児童福祉制度改革への動きが徐々にみられ始めている。このため、現在国の制度として運用されていない保育サービス、特に保育ママによる家庭的保育及びベビーシッターによる訪問在宅保育の意義を検討し、今後の役割を考察することの意義が高まってきた。

「家庭的保育」は、一般に保育者がその自宅で受託児を保育する家庭的規模の保育を指し、欧米諸国においては広く活用されている⁽²⁾。わが国では児童福祉法第24条但し書きの「その他の適切な保護」の一環として、大都市やその周辺の地方自治体の独自補助事業として普及してきた経緯がある。保育所不足が深刻化した1960年頃から次第に増加し、初期の頃は学童を含めた例もあるが、時代とともに「保育に欠ける」産休明けからの乳児の保育を主要な事業内容とするようになった。とくに1970年代は保育所不足が深刻な社会問題となった時期であり、この時期に制度を開始した地方自治体も少なくない。1980年代に入ると、保育所入所の適正化の方針の下、少子化傾向にも拍車がかかり、保育所増設は鈍化し、保育所の定員割れ現象が顕著となった。認可保育所における乳児保育の充実や少子化傾向、主婦の就業機会の増加による家庭的保育従事者の確保の困難など、社会的条件の変化はこの制度にも大きく影響し、1980年代半ば頃からは、保育従事者の募集を停止したり、制度の廃止や休止をする地方自治体が現れる。1992年頃には約120の市区町村に存続しているのみとなった⁽³⁾。

しかし、保育所の集団保育とは異なる、家庭的で小規模な、個別的配慮や柔軟性に富む保育形態に対する需要

が根強く存在することから、現在もこの制度を維持している地方自治体の保育行政担当者の大半は「乳児保育の需要は高まっているので認可保育所の補完としての存在意義がある」と考えており、保育所と並んで零歳児からの乳児保育の選択肢の一つとして今後も存続する方針をとる地方自治体もある。また、零歳児保育の方法に関する他の調査⁽⁴⁾によれば現在の保育所の乳児保育を充実する方向を肯定する意見と家庭的保育や保育室のような小規模な保育が望ましいとする意見とが相半ばし、地域によって前者と後者に対する評価の比重が異なっている。

最近では、育児休業制度の普及にともなって、零歳児から1歳児の保育需要が再び高まっており、家庭的保育制度の利用希望者も増加し、自治体によっては、保育者の募集を再開したり、複数保育体制を導入するなど、再び体制の活性化をはかるところが現れている。

家庭的保育制度は無認可保育施設の種類であるが、地方自治体の条例、規則、要綱などに基づく事業として、保育従事者の資格要件、保育室等の条件、受託児の年齢・人数、保育時間および保育料等の受託条件、地方自治体による財政的補助を設けて、一定の保育水準の確保が図られている。しかし、児童福祉施設としてのナショナルミニマムが定められている認可保育所とは異なり、各地方自治体の独自事業であるために、それらの具体的な内容は、それぞれの地方自治体でまちまちであり、相当異なっている。

「訪問在宅保育」は、一般に保育者が依頼を受けた保護者の居宅を訪問して直接児童を保育することを言う。その保育者をわが国ではベビーシッターと称することが多くなった。その推移と動向については、昨年度の報告で、比較的詳細にふれた⁽⁵⁾。保育の態様として、乳幼児がその家庭を本拠にして保育を受けることは、子育ての歴史上古くから営まれていたものであり、今日主流の家庭外で保育を受けるシステムより遥かに深い実績を持つ。平成年代に入り、訪問在宅保育へのニーズは高まり、この種のサービスが普及増大した。1991年、国は社団法人ベビーシッター協会の設立を認可し、ベビーシッター事業者による在宅保育サービスを公的保育システムとの関連性をもって捉えるという状況が見られるようになった。ベビーシッター事業者の数は全国に数百社と言われているが、正確な実態を把握することは難しい。しかし、1995年の時点で、全国ベビーシッター協会加盟者数は100を越える程度である。訪問在宅保育に対しても、保育所の理解や認識の差は大きく、保育所保育、家庭的保育、訪問在宅保育の三者が保育システムとして実質的に連動する可能性はまだきわめて低い⁽⁶⁾。

しかし、訪問在宅保育に対する国の関与はむしろ進みつつある。厚生行政においては平成6年度から企業の被雇用者がベビーシッターに保育を依頼した際の保育料を軽減する財団法人こども未来財団による在宅保育サービス援助制度が創設され、労働行政においても、平成7年度から財団法人21世紀職業財団による同趣旨の育児・介護助成金制度が開始されている。また家庭的保育においても労働行政においては、働く母親の子育て支援策として時間外保育や病児保育等に対応する会員制の相互互助組織「ファミリーサポートセンター」を発足させており、平成7年度では、日立市、山口市、福岡市など7都市に展開している。また、有償ボランティア的な会員制の「預かり預かる」ネットワーク組織や、知人や親類縁者などから依頼を受けて自宅で保育するグループはかなり以前から存在しており、またベビーシッター事業者等による家庭的保育の形態をとる保育サービスへの参入も進みはじめている。厚生行政、労働行政において、今後国や地方自治体が家庭的保育や訪問在宅保育を公的保育サービスの一環として、またそれと連動させながら関心を向ける方向は高まってきている。

そこで、本年度においては、国や地方自治体の補助事業、助成事業として公的保育との関わりが広がりつつある家庭的保育と訪問在宅保育の今後の役割に注目し、将来の保育ネットワークの構築にあたり、両者が保育資源としてどのような役割を担い、どのようなネットワークを組む可能性があるかについて、調査を実施し、検討を加えることとした。

III 方法

1. 方法

家庭的保育従事者及び訪問在宅保育従事者に対し、「今後の保育システムのあり方に関するアンケート調査」を実施し、その結果を分析討論し、考察した。

2. 調査の内容

家庭的保育従事者に対する調査は、基本質問事項（1問）、緊急時の対応・援助体制（2問）、研修制度（1問）、保育補助者の必要性（1問）、保育の契約方法（1問）、家庭的保育者の身分（1問）、保育所との交流（1問）、制度確立・発展の拠点（1問）、保育制度のあり方（1問）、運営指針・手引き書の作成（1問）、家庭的保育制度の位置づけ（1問）、保育所・家庭的保

育者・ベビーシッターの役割（1問）、家庭的保育者・ベビーシッターの資格（1問）、保育所・家庭的保育者・ベビーシッターの今後（1問）、保育センターのあり方（1問）の計16問で構成されている。

訪問在宅保育従事者に対する調査は、基本質問事項（1問）、研修制度（1問）、ベビーシッターの身分（1問）、保育所との交流（1問）、在宅保育助成システム（1問）、訪問在宅保育に対する公的助成システム（1問）、訪問在宅保育のあり方（1問）、訪問在宅保育の位置づけ（1問）、保育所・家庭的保育者・ベビーシッターの役割（1問）、家庭的保育者・ベビーシッターの資格（1問）、保育所・家庭的保育者・ベビーシッターの今後（1問）、保育センターのあり方（1問）の計12問で構成されている。

3 調査の対象

全国的に対象者はまだ非常に少ないため、その職務に従事している者を可能な限り調査することを考慮し、当該団体に加盟・所属している者を対象とした。

家庭的保育：全国家庭的保育ネットワーク加盟者を中心とする従事者であって、全国15都府県、51区市町に在住する計125名

訪問在宅保育：全国ベビーシッター協会に加盟する事業者およびベビーシッターであって、全国24都道府県、53区市町に在住する計102組

4 調査の方法

調査は、1995年12月から1月にかけて郵送法で実施した。回収数は家庭的保育に関する調査が76（回収率60.8%）、訪問在宅保育に関する調査が36組72名（回収率35.3%）であり、訪問在宅保育の回収率が低かった。

IV 結果及び考察

1 家庭的保育

①回答者の属性（表1～表4）

年齢は50歳代が最も多く35名、40歳代が23名で両者が76%を占めた。資格保持者は保育58%、幼稚園教諭36%、教員免許20%、看護婦5%等で、何も資格の無い保育者は10.5%であった。経験年数は10年以上、21年以上が多く、両者合わせて72%に達する。5年未満は13%である。

②保育の契約方法について(表5)

「行政による措置」の希望が39.5%と最も高い。理由は行政のバックアップによる身分保障、安定的保育、保育料補助による低所得者の利用機会保障等である。「役所による連絡調整」を合わせて約68.4%が公的制度を指向している。直接契約希望は11.8%に過ぎない。態度を決めかねていると思われる無回答が15.8%あった。

③制度の充実と調整・相談・支援の担い手(表6)

「各市町村の担当課」が39.5%「全国ネットワークの法人化」が27.6%、態度不明が14.5%と続いている。「保育センター」は7.9%の支持であった。

④保育受託児の条件・年齢・保育時間について(表7-1~2、表8-1~3)

「公的な保育制度の一環として対象を明確にし制度化する」が48.7%、従来の「保育に欠ける児童」が9.2%、合わせて、57.9%が対象児の明確化を望んでいる。「子育て支援を必要とするすべての家庭の子ども」も32.9%とかなり多く、「すべての子ども」は3.9%と少なかった。態度不明も5.3%と他の質問に比べて非常に少ない。

保育受託児の年齢については約80%がほぼ従来と同様3歳未満までとしており、保育時間については早朝7時以前可が25.7%、延長7時まで可が71.2%、夜8時まで可が16.9%、8時過ぎも可は10.7%で、宿泊保育や日曜祭日の保育については、不可が50%を超えるが、40%台が緊急時には可としている。

⑤保育料について(表7-3)

「保育所と同様の所得に応じたシステム」47.4%、「自治体が定める保育料」21.1%、「低所得者以外均一保育料」19.7%の順となっている。

⑥保育者の資格について(表9-1)

従来どおり「保母、幼稚園教諭、看護婦等関連資格」と「保育所保母と同じ」を合わせて58.9%である。独自の資格や経験をプラスする意見は、保育責任者が一人の場合の総合的能力の必要性を指摘している。

⑦運営指針や手引書の策定主体について(表10)

地域格差が激しい現状の改善策として、国の基準を必要とする30.8%より、地域の事情を考慮して地方自治体が策定する方が良いという意見が41.5%と上回った。全国組織や自主的な組織による策定支持も、23.0%ある。

ちなみに、スウェーデンには国による家庭的保育室の

ガイドラインが設定されており、カナダには州政府発行のガイドブックや民間組織発行のガイドブックがある。

⑧研修について(表13-1~3)

調査結果からは自治体の主催する研修のみならず、自己研修に努力していることが読み取れるが、充実したい研修方法として「専門家の講義」85.5%の次に「保育者同士の情報交換」が71.1%と高率である。個人の家庭で孤立しがちな実態を推察すれば当然の要求であり、わが国においてもスウェーデンのオープン型保育所やカナダのファミリーリソースセンターのような交流の場と機会を工夫することが必要である。密室保育の陥り易い危険を避け、保育の質的向上にとっては最も重視すべき点であろう。

⑨家庭的保育の今後の位置づけについて(表11、表14-1~2)

「保育所と同様児童福祉法の下に公的保育制度として」が56.6%「国の基準を定め補助・助成」が17.1%、地方自治体が基準を定め、補助・助成」が同じく17.1%と態度不明を除いた全員が公的な制度にすることを希望している。また、身分保障についても80.3%が自治体の従業員としての地位や退職金制度の整備を求めている。

⑩今後充実すべき緊急援助体制(表12-1、表12-3)

「嘱託医制度」が最も多く、「自治体の援助」「補助者予約制度」が続き「保健所との連携」「看護婦との連携」が次に続く。

⑪保育補助者の必要性(表12-2、表12-4)

全員がその必要性を訴えており、「緊急時」「受託児の年齢の組合せによる個別的配慮」「戸外散歩時」「保育者の家族の突発事故」の際に必要な度が最も高い。

⑫保育所との交流の必要性(表15)

保育所に対しては、緊急時に保育を委託できれば助かるという要望として「緊急時一時保育委託」の必要が67.1%と高率である。続いて、「定期的交流」が53.9%、「栄養士・看護婦と交流」が48.7%と必要度が高い項目である。「ならし保育」や「病後保育」に協力するが次に続き、前者は「既に実施している」が38.2%と最も高い項目であった。

⑬家庭的保育の役割についての重要度(図1)

家庭的保育の役割として最も重要視しているのは、

「零歳児保育」「乳児保育」「育児相談」「慣らし保育」への期待が高い。

⑭保育センターの機能と設置について(表16-1~2)

保育センターの機能として特に必要なものとしては、「カウンセリング、相談」が46.1%、「保育情報提供」が42.1%、「実際のサービス」が38.2%の順であった。その設置主体については、72.4%と、圧倒的に身近な「市町村」による設置を望んでいる。

⑮今後の動向について(図3)

自治体の独自事業としての家庭的保育は、認可保育所と並ぶ保育の選択肢の一つとしての充実を期待されているといえるであろう。今後「かなり利用される」と「いまより利用される」を合わせると、予測では72.3%であるが、期待では86.8%に達している。

2 訪問在宅保育

①回答者の属性(表1~表4)

年齢は40歳代24人、30歳代23人の順で、両者で65.2%を占めた。経験年数は「5~10年未満」が30.6%、「3年未満」が30.6%、「3~5年未満」が23.6%であり、5年未満の経験年数が5割以上であった。資格保有者は70.8%で、その内訳は幼稚園教諭48.6%、保育士47.2%、小学校以上の教員免許13.9%の順である。家庭的保育と比べて資格無しが29.2%でその割合が高い。その理由には、調査の回答者に経営責任者が半分含まれていることが影響していると考えられる。

②保育所との交流の必要性(表15)

保育所との交流で「必要」としているのは「病後児保育」、「慣らし保育」が5割以上で、次いで「栄養士や看護婦との交流」と「日常的に交流」が続いている。また、既に保育所との交流しているのは「病後児保育」と「慣らし保育」がそれぞれ約2割となっている。

③保育対象児と受託児の年齢について(表17-1~2)

「保育や子育て支援の必要な子ども」(59.7%)に続き、「すべての子ども」が31.9%であり、訪問在宅保育は子ども・家庭へのソーシャル・サービスであるとの認識が極めて高い結果といえる。年齢の下限は「出産直後から」が90.3%、その上限は「低学年児童」が68.1%である。その対象児の年齢幅の広さは訪問在宅保育の独自性といえる。

④保育対象児の保育時間と保育料について(表18-1~3、表8-3)

早朝保育は、7時から可が37.5%、8時から可が51.4%、夜間保育は20時まで可が29.2%、21時まで可が15.3%、22時まで可が30.6%である。さらに24時まで可が13.9%である。1日の保育時間についてみると、「3~6時間未満」が54.2%、「6~8時間未満」が34.7%である。このように保育時間が短い点に特徴があるといえる。

また、宿泊保育については可が47.2%、緊急時のみ可が44.4%と、日曜・祭日について可が79.2%、緊急時のみ可が19.4%と、保育のニーズへの柔軟な対応が可能な状況がみられる。

保育料については「各業者・企業独自の料金システム」が77.8%、「保育所と同じく、所得に応じた料金システム」がわずかに12.5%であった。独自の保育サービス基準とその料金システムへの指向が顕著にみられる。

⑤保育センターの機能と設置について(表16-1~2)

保育センターの機能で特に必要なものとしては「カウンセリング、相談」、「保育情報提供」の順で5割以上を占めている。その設置主体については「市町村」が47.2%、「関係組織団体」が27.8%となっている。

⑥最も必要な公的助成制度について(表19)

将来的な公的助成制度は、「すべての利用者に」が36.1%と多く、「保育料の減免に関して」が13.9%、「公的保育に準じて」が12.5%と分散している。また「不明」が18.1%であり、態度保留が他の質問に比べて多い。

⑦訪問在宅保育の今後の位置づけ(表20)

「全国ベビーシッター協会の自主基準と国や地方自治体による補助・助成」が59.7%と過半数に及び、「国の基準を定めての補助・助成」が22.2%である。

⑧ベビーシッターの資格(表21、表9-2)

ベビーシッターの資格として家庭的保育者からは「保育士・幼稚園教諭・看護婦」が32.9%で1番多く、家庭的保育者自身の資格への回答も同じ傾向となっている(参照：表9-1)。

訪問在宅保育の回答は、「独自の資格」が47.2%、「保育士資格+個別保育」が15.3%であり、この両者の回答該当者は、「新たな資格制度」について「組織団体が定める」が48.2%、「国が定める」が33.9%の順で多い。

このように在宅訪問保育の資格への独自の志向が見られる。

⑨研修について(表22-1~3)

参加したことのある研修は、「全国ベビーシッター協会が主催する研修会」が84.7%、「所属会社の研修」が79.2%で、続いて「個人的に参加する研修」が54.2%と、研修への熱心な態度がうかがえる。充実したい研修の方法は、「保育専門家、医者などの講義」、「保育者同士の情報交換」、「保育の専門家による実習」の順である。研修に参加する回数・期間は「1年に2回」が45.8%、「3カ月に1回」が23.6%、「1カ月に1回」が15.3%となっている。

⑩身分保障について(表23-1~2)

ベビーシッターの身分保障としては、「所属する会社の社員として」が65.3%、「自治体の福祉職従事者として」が15.3%である。身分保障の内容としては、「給与の支給」が77.8%、「労働保険に加入」が73.6%、「社会保険に加入」が69.4%、「退職金制度」が54.2%の順になっている。

⑪在宅保育助成システム(表24)

在宅保育助成システムについて、「内容を知っている」が94.4%、「利用者を知っている」が84.7%、「利用を勧めた」が77.8%、「利用者から質問」が73.6%と、極めてよく知られている結果となった。

⑫保育内容別訪問在宅保育の果たす役割(図2)

訪問在宅保育の役割として「非常に重視」と「重要」を合わせて9割以上のものは、「0歳児保育」が94.5%、「乳児保育」が95.8%、「夜間保育」が93.1%、「緊急一時保育」が98.3%、「一時受託保育」が97.3%、「休日保育」が95.8%、「リフレッシュ保育」が96.9%、「送迎保育」が90.3%、「育児相談」が91.7%、の9つある。この結果は柔軟で即応的な保育ニーズへの対応の積極的な姿勢の現れといえるであろう。

⑬今後の動向について(図4)

訪問在宅保育について、今後の動向では「かなり利用される」と「今より利用される」を合わせると、予測で94.4%、個人的期待では93.1%ときわめて高く、とくに個人的期待で「かなり利用される」が68.1%と高くなっている。

3 考察

家庭的保育及び訪問在宅保育という、今日国の段階においてはまだ制度の一環として運用されていない保育の態様について、検討を加えた。以下、近年の動向並びに本研究における調査をもとに得られた重要な知見についてまとめたい。

まず家庭的保育について見ると、今回の調査結果から浮き彫りにされることは、集団保育に対する個別保育という特長を生かした態様として、積極的役割を担おうとする意識がうかがわれる。その特徴を簡潔に表現すれば、公的保育指向というべきものである。すなわち、保育の対象は公的保育制度の一環として明確にし制度化を、保育の契約について行政による措置を、制度の位置づけは児童福祉法の下に公的保育制度として、等々が主要な見解として示されている。現在120余の区・市町が家庭的保育を公的に組み込んではいないが、地方自治体によってその状況は様々であり、課題も多い。今後かなり利用されるだろうという予測は決して高くないが、しかし利用されることへの予測と期待は非常に高い。とくに今後の制度化への期待は高いものがある。

また今回の調査においては、家庭的保育を「保育者がその自宅あるいは他の場所を借りて個別に保育をする…」と定義したが、必ずしも自宅ではなく、他の家屋を借りて小規模な保育をすすめ、特に乳児保育に効果を上げているところもある。調査の結果は、家庭的保育の果たす役割上、0歳児保育、乳児保育の重要性が極めて高いことをあらためて確認させるものであった。保育所の補完に過ぎないものとするか、個別保育の特徴をより活用した保育資源として明確に位置づけるか、今後の方向が重視されるところである。

次に、訪問在宅保育について見てみると、対象数が少なく、今後さらに調査を重ねる必要性が認められた。しかし、その少なさにもかかわらず、国が示す公的保育との連動への関心の高さは注目すべきであり、全国ベビーシッター協会の研修制度、資格認定制度も動き出した。今回の調査結果を見ても、家庭的保育の公的保育指向に対し、独自保育指向とも言うべき方向性が示唆された。すなわち、対象児は非常に幅広く、公的助成はすべての利用者に、制度の位置づけは公的保育制度ではなく協会の基準で、等々が重要な見解として示されている。訪問在宅保育の果たす役割についても、多様なニーズに柔軟に対応する傾向が特徴的である。しかし家庭的保育と同じく、今後かなり利用されるだろうという予測は低いものの、しかし今後かなり利用されることへの期待は高い。

国際的にみると、家庭的保育制度が特に欧米諸国において制度の一環として重要な一翼を担っているのみならず、英国においてはナニーによる訪問在宅保育が1989年児童法の制定によって、児童家庭サービスの一環として包含されることとなった。また、今日のわが国の動向において重視されるのは、通商産業行政においても、公共サービスへの民間の参入を積極的に考慮する方向が示されていることである。産業構造審議会は、1995年総合部会基本問題小委員会の報告書を公にしたが、その中で、基本的には公的主体がサービスを提供する分野、本来民間でもサービスが提供可能な分野であるか公的主体と民間の両者がサービスを提供している分野、サービスは民間が提供し公的主体は施設設置もサービス提供も行わず費用負担のみを行う分野の三つにわけ、その具体的なあり方を提言している⁽⁷⁾。その内容は、保育サービスにおける機能分権化、民間化とも深くかかわっている。

以上調査の結果及び国内外の動向をふまえると、公的保育サービスの充実化を図る上で、家庭的保育は言うまでもなく、訪問在宅保育も視野に入れたサービス体系、制度体系を加えることが期待される。

<引用文献及び注>

- (1) 益満孝一・網野武博：子ども家庭サービスの機能分権化及び民間化のあり方に関する研究；保育ネットワークの構築に関する研究 I 保育動向分析，日本総合愛育研究所紀要第31集，1995
- (2) スウェーデン、デンマーク、フィンランド、フランス、イギリス、ドイツ、アメリカ、カナダ、オランダ、ベルギー等の欧米諸国にも存在しており、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ベルギー、フランスでは公的機関が一定の援助をする組織的な保育形態としての条件整備が進んでいる。ECの保育ネットワーク・レポートは組織化の必要性を提言している。
- (3) 福川須美：岐路に立つ家庭的保育制度と保育の公的保障，保育情報，NO. 198，1993
- (4) 日本保育協会：保育所活用健全子育てに関する調査報告，日本保育協会，1990
- (5) 益満孝一・網野武博：前出
- (6) 日本児童手当協会委託・全国社会福祉協議会全国保育協議会：企業委託型保育サービスに関するニーズ調査，全国社会福祉協議会，1993

- (7) 産業構造審議会総合部会基本問題小委員会，報告，1995

参考文献・資料

- 1) 福川須美：家庭的保育制度，新しい保育ニーズと保育所，建帛社，1995
- 2) 全国家庭的保育ネットワーク世話人会編：全国家庭的保育ネットワーク，1993
- 3) 葛飾区家庭福祉員の会編：おあしす－未来をめざして・家庭福祉員の記録，1995
- 4) 上村康子：家庭的保育制度についての一考察－京都の昼間里親制度を中心に－，聖徳保育論叢，NO. 5，大坂教育福祉専門学校，1992
- 5) 家庭福祉員制度研究会：東京都における家庭福祉員制度の調査報告，1978
- 6) 木下比呂美：ECチャイルドケア・ネットワーク専門セミナー／4 歳未満児保育者問題の結論と勧告，保育情報，NO. 183，1992
- 7) Ministry of Community and Social Services；A Child Care Guide For Home Caregivers，Queen's Printer For Ontario，CANADA，1990
- 8) Lee Danster；Home Child Care：A Caregiver's Guide，Child Care Providers Association，Ottawa，CANADA，1994
- 9) Child Care in Sweden；Fact Sheets on Sweden，1990/3，1992/5

表1 調査対象者の年齢

調査対象者の特性

	合計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	148	0	17	27	47	41	16	0
家庭的保育	76	0	0	4	23	35	14	0
訪問在宅保育	72	0	17	23	24	6	2	0

表2 調査対象者の経験年数

	合計	3年未満	3~5年未満	5~10年未満	10~20年未満	21年以上	不明
全体	148	25	24	33	38	24	4
家庭的保育	76	3	7	11	32	23	0
訪問在宅保育	72	22	17	22	6	1	4

表3 資格の種類

	保母	幼稚園教諭	小学以上の教員	看護婦	保健婦・助産婦	栄養士	持っていない	その他
全体	78	62	25	5	0	2	26	7
家庭的保育	44	27	15	4	0	2	6	3
訪問在宅保育	34	35	10	1	0	0	20	4

表4 資格の有無

	合計	あり	なし
全体	148	119	29
家庭的保育	76	68	8
訪問在宅保育	72	51	21

家庭的保育

表5 保育の契約方法（家庭的保育）

行政による措置を通じて	30	39.5%
役所が連絡・調整役をする	22	28.9%
直接保護者と保育の契約	9	11.8%
その他・不明	15	19.7%

表6 制度の充実と調整・相談・支援の担い手（家庭的保育）

全国家庭的保育ネットワークを強化	21	27.6%
保育センターが行う	6	7.9%
各市町村の担当課が行う	30	39.5%
社会福祉協議会が行う	1	1.3%
全国的な保育関係団体が行う	5	6.6%
その他・不明	13	17.1%

表7-1 保育受託児

公的な保育制度の一環として対象を制度化	37	48.7%
認可保育所の補充として保育に欠ける子ども	7	9.2%
子育て支援を必要とする家庭の子ども	25	32.9%
すべての子どもを対象とする	3	3.9%
その他・不明	4	5.3%

表8-1 保育時間（早朝）

7時から	15	21.4%
7時30分から	31	44.3%
8時から	18	25.7%
その他・不明	6	8.5%

表8-2 保育時間（夜間）

7時まで	42	60.0%
8時まで	10	14.3%
9時まで	4	5.7%
9時以降	3	4.3%
不明	11	15.7%

表7-2 保育受託児の年齢

0歳から3歳未満児	59	77.6%
0歳から6歳未満児	6	7.9%
0歳から低学年児童まで	6	7.9%
その他・不明	5	6.5%

表7-3 保育料

所得に応じたシステム	36	47.4%
低所得者以外均一料金	15	19.7%
自治体が定める保育料	16	21.1%
その他・不明	9	11.8%

表8-3 保育時間（宿泊・休日）

	宿泊保育				休日保育			
	可	不可	緊急時のみ	不明	可	不可	緊急時のみ	不明
家庭的保育	2	37	33	4	1	42	29	4
訪問在宅保育	34	6	32	0	57	1	14	0

表9-1 家庭的保育者の資格

項目	全体	家庭的保育	訪問在宅保育
保母・幼稚園教諭・看護婦	49 33.1%	36 47.4%	13 18.1%
保母資格	9 6.1%	7 9.2%	2 2.8%
保母資格+個別保育	32 21.6%	10 13.2%	22 30.6%
独自の資格	22 14.9%	4 5.3%	18 25.0%
年齢+育児経験	15 10.1%	7 9.2%	8 11.1%
必要なし	4 2.7%	2 2.6%	2 2.8%
その他・不明	17 11.5%	10 13.1%	7 9.7%

表10 運営指針や手引き書の作成主体 家庭的保育

国	20	26.3%
地方自治体	27	35.5%
全国的組織団体	9	11.8%
自主的組織	6	7.9%
特に必要なし	3	3.9%
不明	11	14.5%

表9-2 新たな資格制度（該当質問）

項目 / 全体	全体	100%	家庭的保育	100%	訪問在宅保育	100%
国が定める資格	21	26.3%	2	8.3%	19	33.9%
地方自治体が定める資格	10	12.5%	7	29.2%	3	5.4%
組織団体が定める資格	30	37.5%	3	12.5%	27	48.2%
養成校の単位取得課程	14	17.5%	8	33.3%	6	10.7%
その他・不明	5	6.3%	4	16.7%	1	1.8%

表11 家庭的保育の今後の位置づけ

児童福祉法の下に公的保育制度として位置づけ	43	56.6%
国として一定の基準を定め、補助・助成する	13	17.1%
各自治体が基準を定め、補助・助成する	13	17.1%
個人が独自に事業運営する	0	0%
その他・不明	7	9.2%

表12-1 緊急時の援助体制

	すでに整っている	充実の必要あり
嘱託医制度	19 25.0%	30 39.5%
看護婦との連携	8 10.5%	11 14.5%
保健所との連携	4 5.3%	14 18.5%
自治体のサポート	9 11.8%	22 28.9%
補助員の予約制度	9 11.8%	20 26.3%
近くの保育者のサポート	15 19.7%	9 11.8%
その他・不明	31 40.7%	32 42.1%

表12-2 補助者を必要と感じるとき

緊急事態が起こったとき	64	84.2%
受託児の年齢の組合せによる	56	73.7%
戸外に散歩に行くとき	55	72.4%
保育者の家族の突発事故	54	71.1%
個別的配慮が必要な受託児	46	60.5%
調理等の手伝い	34	44.7%
常時必要とする	24	31.6%
その他・不明	12	15.7%

表12-3 緊急時の対応

	はい	いいえ	その時による	その他・不明
保護者への連絡はすぐつく	59 77.6%	0 0%	17 22.4%	0 0%
保護者はすぐ早退してくる	30 39.5%	3 3.9%	41 53.9%	2 2.6%
人手が足りなくて困る	20 26.3%	18 23.7%	38 50.0%	0 0%
行政は助力してくれる	11 14.5%	53 69.7%	2 2.6%	10 13.2%

表12-4 補助者の必要性

必要あり	57	75.0%
状況による	15	19.7%
必要なし	0	0.0%
不明	4	5.3%

表13-1 参加したことのある研修

所属組織が主催する学習・研修	60	78.9%
自治体の家庭的保育者対象	54	71.1%
個人的に参加する研修	46	60.5%
自治体の保育所職員対象	37	48.7%
その他・不明	4	5.2%

表13-2 充実したい研修の方法

保育専門家、医師などの講義	65	85.5%
保育者同士の情報交換	54	71.1%
保育の専門家による実習	38	50.0%
自主的に研修に参加	27	35.5%
その他・不明	9	11.8%

表13-3 参加する回数・期間

1カ月に1回	16	21.1%
3カ月に1回	25	32.9%
1年に2回	24	31.6%
定期的な参加は必要ない	3	3.9%
その他・不明	8	10.5%

表14-1 保育者の身分保障

自治体の福祉従事者として	61	80.3%
関係組織団体の雇用者として	7	9.2%
扶養家族として	3	3.9%
ボランティア	2	2.6%
自営業者	1	1.3%
自治体非常勤職員	0	0%
その他・不明	2	2.6%

表14-2 身分保障の内容

退職金制度	61	80.3%
社会保険に加入	7	9.2%
休職時の保障	3	3.9%
労働保険に加入	2	2.6%
給与の支給	1	1.3%
その他・不明	2	2.6%

表15 保育所との交流の必要性

家庭的保育・訪問在宅保育

	日常的に交流する							定期的に交流する								
	必要	必要でない	既にしている	不明	必要	必要でない	既にしている	不明	必要	必要でない	既にしている	不明				
全 体	65	43.9%	48	32.4%	20	13.5%	15	10.1%	69	46.6%	55	37.2%	9	6.1%	15	10.1%
家庭的保育	34	44.7%	23	30.3%	8	10.5%	11	14.5%	41	53.9%	19	25.0%	7	9.2%	9	11.8%
訪問在宅保育	31	43.1%	25	34.7%	12	16.7%	4	5.6%	28	38.9%	36	50.0%	2	2.8%	6	8.3%

	緊急一時保育を委託する					園児の病後の保育に協力する										
	必要	必要でない	既にしている	不明	必要	必要でない	既にしている	不明	必要	必要でない	既にしている	不明				
全 体	78	52.7%	48	32.4%	9	6.1%	13	8.8%	71	48.0%	32	21.6%	29	19.6%	16	10.8%
家庭的保育	51	67.1%	11	14.5%	6	7.9%	8	10.5%	24	31.6%	27	35.5%	14	18.4%	11	14.5%
訪問在宅保育	27	37.5%	37	51.4%	3	4.2%	5	8.9%	47	65.3%	5	6.9%	15	20.8%	5	6.9%

	保育所入所時のならし保育に協力					保育所の園庭を利用する										
	必要	必要でない	既にしている	不明	必要	必要でない	既にしている	不明	必要	必要でない	既にしている	不明				
全 体	59	39.9%	28	18.9%	43	29.1%	18	12.2%	48	32.4%	74	50.0%	8	5.4%	18	12.2%
家庭的保育	22	28.9%	14	18.4%	29	38.2%	11	14.5%	24	31.6%	35	46.1%	6	7.9%	11	14.5%
訪問在宅保育	37	51.4%	14	19.4%	14	19.4%	7	9.7%	24	33.3%	39	54.2%	2	2.8%	7	9.7%

	保育所の栄養士や看護婦と交流					保育所給食の配給を受ける										
	必要	必要でない	既にしている	不明	必要	必要でない	既にしている	不明	必要	必要でない	既にしている	不明				
全 体	68	45.9%	49	33.1%	14	9.5%	17	11.5%	37	25.0%	93	62.8%	3	2.0%	15	10.1%
家庭的保育	37	48.7%	17	22.4%	11	14.5%	11	14.5%	24	31.6%	42	55.3%	0	0%	10	13.2%
訪問在宅保育	31	43.1%	32	44.4%	3	4.2%	6	8.3%	13	18.1%	51	70.8%	3	4.2%	5	6.9%

表16-1 保育センターの機能

	保育情報提供	保育人材バンク	連絡調整	スパー・コファクト	研 修	保育ライブラリ	おしゃべり、相談	実際のサービス	その他・不明							
全 体	73	49.3%	38	25.7%	27	18.2%	30	20.3%	41	27.7%	85	57.4%	52	35.1%	13	8.8%
家庭的保育	32	42.1%	23	30.3%	21	27.6%	14	18.4%	16	21.1%	17	22.4%	35	46.1%	29	38.2%
訪問在宅保育	41	56.9%	15	20.8%	17	23.6%	13	18.1%	14	19.4%	24	33.3%	50	69.4%	23	31.9%

表16-2 保育センターの設置

	市町村が設置	社会福祉法人が設置	関係組織団体が設置	保育所に設置	児童館に設置	その他・不明						
全 体	89	60.1%	14	9.5%	22	14.9%	7	4.7%	9	6.1%	7	4.8%
家庭的保育	55	72.4%	9	11.8%	2	2.6%	2	2.6%	4	5.3%	4	5.2%
訪問在宅保育	34	47.2%	5	6.9%	20	27.8%	5	6.9%	5	6.9%	3	4.2%

表17-1 在宅訪問保育の保育対象児

公的な保育制度の一環として対象を制度化	3	4.2%
認可保育所の補充として保育に欠ける子ども	0	0%
子育て支援を必要とする家庭の子ども	43	59.7%
すべての子どもを対象とする	23	31.9%
その他・不明	3	4.2%

表17-2 保育受託児の年齢

	(下限)		(上限)		
出産直後から	65	90.3%	3歳未満児	0	0%
産休明けから	6	8.3%	6歳未満児	7	9.7%
その他・不明	5	1.4%	低学年児童	49	68.1%
			その他・不明	16	22.2%

表18-1 保育時間（早朝）

5時から	1	1.4%
6時から	5	6.9%
7時から	27	37.5%
8時から	37	51.4%
不明	2	2.8%

表18-2 保育時間（1日）

3時間未満	1	1.4%
3～6時間未満	39	54.2%
6～8時間未満	25	34.7%
8時間以上	2	2.8%
その他・不明	5	7.0%

(夜間)

8時まで	21	29.2%
9時まで	11	15.3%
10時まで	22	30.6%
11時まで	6	8.3%
12時まで	10	13.9%
不明	2	2.8%

表18-3 保育料

所得に応じたシステム	9	12.5%
業者・企業同一料金	5	6.9%
業者・企業独自の料金	56	77.8%
その他・不明	2	2.8%

表19 最も必要な公的助成制度

すべての利用者に対する助成	26	36.1%
保育料の減免	10	13.9%
公的保育に準じる助成	9	12.5%
特別保育に対する助成	7	9.7%
事業者の行う研修に対する助成	7	9.7%
その他・不明	13	18.1%

表20 今後の位置づけ

全国ベビーカー協会が基準を設定	43	59.7%
国として一定の基準を定め、補助・助成	16	22.2%
公的保育制度として	6	8.3%
企業が独自に	3	4.2%
地方自治体が基準を設定・助成	0	0%
個人が独自に	0	0%
その他・不明	4	5.6%

表21 ベビーシッターの資格

項目	全体	家庭的保育	訪問在宅保育	
保母・幼稚園教諭・看護婦	30	20.3%	5	6.9%
保母資格	10	6.8%	7	9.2%
保母資格+個別保育	19	12.8%	8	10.5%
独自の資格	43	29.1%	9	11.8%
年齢+育児経験	8	5.4%	5	6.6%
必要なし	6	4.1%	2	2.6%
その他・不明	32	21.6%	20	26.4%

表22-1 参加したことのある研修

全国ベビーカー協会が主催する研修	61	84.7%
所属会社の研修	57	79.2%
個人的に参加する研修	39	54.2%
自治体の保育所職員対象の研修	17	23.6%
自治体の訪問在宅保育の研修	3	4.2%
その他・不明	8	11.1%

表23-1 ベビーシッターの身分保障

所属する会社の社員として	47	65.3%
自治体の福祉職従事者として	11	15.3%
関係組織団体の雇用者として	4	5.6%
自治体の非常勤職員として	4	5.6%
自営業者	1	1.4%
扶養家族	1	1.4%
ボランティア	0	0%
その他・不明	4	5.6%

表22-2 充実したい研修の方法

保育専門家、医師などの講義	53	73.6%
保育者同士の情報交換	41	56.9%
保育の専門家による実習	39	54.2%
自主的に研修に参加	20	27.8%
その他・不明	6	8.3%

表23-2 身分保障の内容

給与の支給	56	77.8%
労働保険に加入	53	73.6%
社会保険に加入	50	69.4%
退職金制度	39	54.2%
休職時の保障	21	29.2%
その他・不明	2	2.8%

表22-3 研修に参加する回数・期間

1カ月に1回	11	15.3%
3カ月に1回	17	23.6%
1年に2回	33	45.8%
定期的な参加は必要ない	6	8.3%
その他・不明	5	7.0%

表24 在宅保育助成システム

	YES	NO
利用者を知っている	61	84.7%
利用者から質問	53	73.6%
内容を知っている	68	94.4%
利用を勧めた	56	77.8%
内容を詳しく知りたい	2	2.8%

家庭的保育・訪問在宅保育

重要 非常に重要

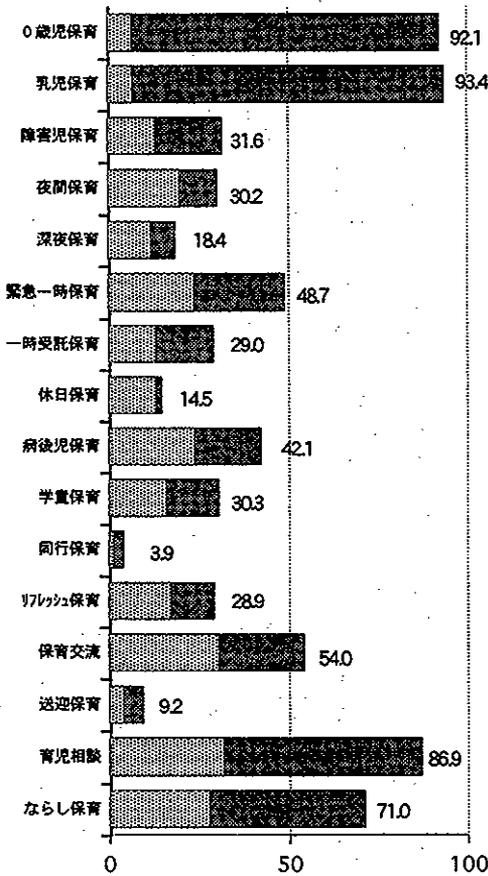


図1 保育内容別家庭的保育の果たす役割 (n=76)

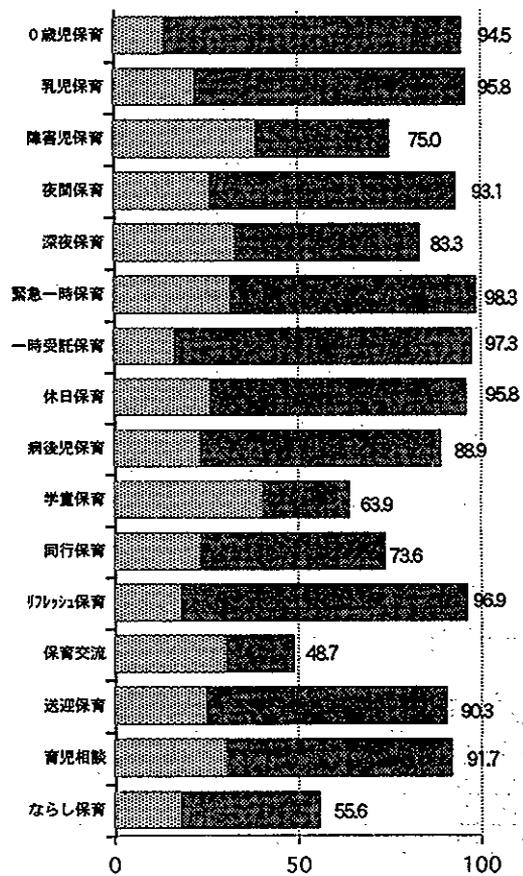


図2 保育内容別訪問在宅保育の果たす役割(n=72)

今後の動向 個人的期待

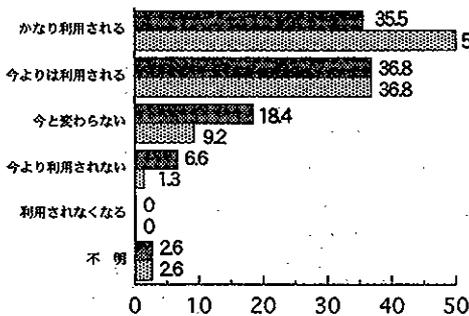


図3 家庭的保育制度の利用状況 実際の動向の予測と個人的期待 (n=76)

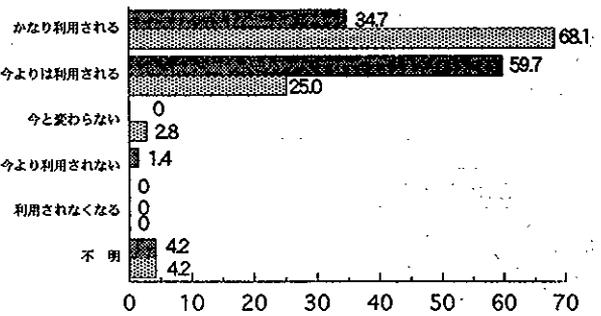


図4 訪問在宅保育の利用状況 実際の動向の予測と個人的期待 (n=72)